

平成26年第2回  
美唄市議会定例会会議録  
平成26年6月18日（水曜日）  
午前10時00分 開議

市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君  
消 防 長 後 藤 樹 人 君  
総務部総務課長 佐 藤 崇 君  
総務部総務課主査 置 田 孝 浩 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君  
教 育 長 早 瀬 公 平 君  
教 育 部 長 伊 藤 敦 史 君

◎出席議員（13名）

議 長 内馬場 克 康 君  
副議長 五十嵐 聡 君  
1 番 倉 本 賢 君  
3 番 谷 村 知 重 君  
4 番 丸 山 文 靖 君  
5 番 本 郷 幸 治 君  
6 番 森 川 明 君  
7 番 吉 岡 文 子 君  
8 番 桜 井 龍 雄 君  
9 番 金 子 義 彦 君  
10番 高 田 正 則 君  
12番 小 関 勝 教 君  
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君  
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君  
農業委員会事務局長 吉 村 清 孝 君

監 査 委 員 山 口 隆 慶 君  
監査事務局長 濱 砂 邦 昭 君

◎欠席説明員

総 務 部 長 市 川 厚 記 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君  
次 長 三 上 忠 君

◎欠席議員（1名）

2 番 長谷川 吉 春 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君  
副 市 長 藤 井 英 昭 君  
市 民 部 長 竹 田 隆 君  
保健福祉部長兼福祉事務所長 山 崎 一 広 君  
経 済 部 長 須 田 正 毅 君  
都 市 整 備 部 長 本 田 弘 明 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番、土井敏興議員、

1番、倉本賢議員

を指名いたします。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

5番、本郷幸治議員。

●5番本郷幸治議員（登壇）平成26年第2回定例会にあたり、大綱2点について、市長並びに教育長にお伺いします。

大綱1点目は、福祉行政について、認知症対策について何点かをお伺いします。本市の高齢化率は、本年5月末現在では36.1%で、今後も確実に増加する状況にあり、近年、高齢化に伴う認知症の課題が全国的にも深刻な問題になっております。最近のマスコミ報道では、認知症の徘徊などによる行方不明者が増加傾向にあり、昨年1年間で警察に届け出のあった全国の不明者が1万人を超えたとの統計もあります。そこで、本市高齢者の認知症の実態はどのようになっているのかお伺いします。

全国的に高齢化率が進展する中で、厚生労働省は認知症施策検討プロジェクトチームを設置し、平成24年に取りまとめた「今後の認知症施策の方向性について」をもとに、平成25年度から平成29年度までの「認知症施策推進5ヶ年計画」別名「オレンジプラン」を策定しました。この計画では、認知症になっても住みなれた地域で生活を継続するために、医療・介護・生活支援を行うサービスが、継続して認知症の方への支援を行うことが重要とされております。また、具体的な対応方策の1番目に、標準的な認知症ケアパス、状態に応じた適切なサービス提供の流れの作成・普及とあり、認知症を発症したときから、生

活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのかを、あらかじめ標準的に決めておくものであります。また、作成の前提には、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の環境で暮らし続けるという考え方を基本としております。そこで、本市も早期に認知症ケアパスの作成・普及に取り組むべきと考えますが、市長のご見解をお伺いします。

次に、認知症施策の推進に当たっては、オレンジプランでは、地域でも日常生活、家庭の支援強化について、各市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援期間をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を設置し、この構成員を中心として、地域における認知症の人を支援するために関係者との連携を図ることを求めています。本市においても、認知症地域支援推進員を設置し、認知症の方やその家庭を支援する事業に取り組むべきと考えますが、市長のご見解をお伺いします。

次に、大綱2点目は教育行政について、教育長にお伺いします。その1つ目は、がん教育の推進について。今や国民の2人に1人が、がんになり、日本最大の国民病とも言われるがんについて、国のがん対策推進基本計画では、がん検診受診率50%以上の早期実現を目標にしております。国は、その達成には、がんに対する正しい知識が広まれば可能であると見ております。そして、一昨年の6月に新たに策定されたこの「がん対策推進基本計画」にがん教育の推進が盛り込まれたこともあり、その予防・治療の正しい知識を子供たちに教

える取り組みが全国で広がりつつあります。本市の小中学校で使用されている教材では、死因の2位、3位の心疾患や脳血管疾患について、生活習慣病との関連を示す記載はありますが、死因のトップである、がんについても他の病気とあわせて紹介されている程度であります。教科書には、がんの最大の予防方法である、がん検診についての記載はありません。この内容を見ても健康教育の観点からの、がん教育では不十分であると思いますが、教育長は、がん教育についてどのように認識されているのかお伺いします。

最後に、その2つ目として、青少年のインターネット依存対策について、厚生労働省は中高生によるインターネット依存に関する調査を2012年10月から2013年3月まで全国の中高生を対象に実施し、2013年8月に調査結果を発表しました。調査の結果、パソコンや携帯電話でインターネットに熱中する余り、健康や生活に支障をきたすネット依存の中高生が、統計51万8,000人にのぼるとのことでした。以前からネット依存については、問題視をされており、日常生活的にも引きこもり、学校成績低下、不登校、さらには窃盗等の犯罪に手をそめるケースもあるようです。ネット依存は一刻も早い対策が必要で、早期発見が何よりも重要です。遅刻、欠席を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないことが大事である点を保護者や教師へもしっかりと啓発し、子供たちにも、その怖さをしっかりと認識させることが重要であると思います。そこで、今回のネット依存の調査結果についての教育長のご所見をお伺いたします。また、本市で

のネット依存者を出さない取り組みについてもお伺いたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） おはようございます。本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、認知症対策についてであります。初めに、本市の認知症高齢者の実態についてであります。平成24年11月現在では、要介護・要支援認定者、1609名のうち900名が日常生活に支障をきたすような認知症状であり、その割合は全認定者の56%であります。また、平成26年4月1日現在、認定者1,665名中認知症状のある方が877名で52.7%となっております。要介護・要支援認定者以外の実態については、把握できない状況であります。

次に、認知症ケアパスについてであります。認知症のケアパスは、状態に応じた適切なサービスの流れを作成するものであります。現在、美唄市では認知症の高齢者とその家族が安心して自宅で生活できるよう「家族介護者交流事業」、認知症の方とその家族を訪問する「やすらぎ支援訪問員派遣事業」等を行っております。今後さらに、保険・医療看護の分野も含め、認知症の方と家族が地域で安心して暮らせるよう、これらのさまざまなサービスを生活機能障害に応じて体系的にまとめ、家族に提示できるよう、平成27年度以降の介護保険事業計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、認知症地域支援推進委員についてであります。認知症地域支援推進委員は、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関を

つなぐコーディネーターとしての役割を担うものです。認知症の方とその家族が安心して生活するためには、医療や介護のサービスだけではなく、町内やご近所の皆さんが高齢者を支える地域のかかわりも非常に重要であると考えております。現在、市では地域包括支援センターが、医療機関や支援機関、地域の方々と連携をとりながら、高齢者の相談支援を行っておりますが、今後、高齢化が進む中で、認知症の増加がさらに予想されることから、専門的に活動する認知症地域支援推進委員の設置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） おはようございます。本郷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、がん教育についてであります。がんは、心臓病、脳卒中と並び、日本人の3大死亡原因の1つであり、死亡者のおよそ3人に1人が、がんが原因であるとされております。そのため、がんの予防と早期発見の啓発が重要であり、子供たちにとっても、将来にわたる重大な健康課題の1つであると考えております。がんについての指導は、小学校5・6年については、保健の教科書の「生活のしかたと病気」の中でがんについての知識や死亡原因に占める割合などについて行っております。中学校では保健体育において、さらに詳しく、「生活習慣病とその予防」の中でがんの原因やその予防方法、早期発見、早期治療の大切さなどを扱っており、小学校及び中学校において、それぞれ指導がなされてい

るところであります。また、がんについての正しい知識やがん検診の重要性については、発達の段階に応じて指導することが大切であると考えており、教科や総合的な学習の時間を活用して、美唄市医師会のご協力により、未成年の喫煙を防止し、将来にわたってたばこを吸わないという意識を育てるため、たばこの害についての正しい知識を習得する禁煙教育を市内小中学校で取り組み始めたところでもあります。がん教育につきましては、禁煙教育に限らず、子供たちの将来のがん予防につながるものでありますので、東京都豊島区などの先進地の事例を参考にし、さらに調査研究をしていきたいと考えております。

次に、青少年のインターネット依存対策についてであります。ご質問にありました調査は、昨年、中学生・高校生を対象に実施されたものであり、この調査によりますと、インターネットの長時間使用が睡眠の質や体調を低下させる傾向などが示されており、心身の発達過程にある子供たちにとって身体・精神・学業へ及ぼす悪影響のほか、メールや掲示板などへの不適切な書き込みによるいじめ、出会い系サイトなどの利用による犯罪被害、ラインやツイッターなどによるトラブルなど、さまざまな問題が懸念されることから、早急な取り組みの必要性を感じているところであります。平成22年3月の北海道青少年有害情報対策実行委員会の発表では、携帯電話の所有率が道内高校生の94.2%、中学生の62.6%、小学生でも19.1%となっており、本市においても同様の状況にあるものと考えております。すべての中学校では、おのおの携帯教室を実施しているところでありますが、教育委員会

といたしましては、保護者向け携帯教室の開催や、家庭内でルールづくり等の啓発、携帯電話販売店に対するフィルタリングの徹底要請などの対応を行っております。今後、参考となるデータとして、本年1月行われた総務省による高校生のスマートフォン、アプリ利用とネット依存に関する調査の結果も参考にし、引き続きスマートフォンなど情報通信機器に対する対処法や留意点等を子供だけではなく、学校や保護者とともに共有し、インターネット依存や問題行動の抑止、被害の未然防止等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

8番、桜井龍雄議員。

●8番桜井龍雄議員（登壇） おはようございます。平成26年第2回定例会にあたり、大綱4点につきまして、市長にお伺いいたします。農業政策に関する国の改革は、規制改革会議において農業改革に関する意見書が発表され、農協改革や農業委員会改革、さらには農協上部組織の改革まで日本の農業を大きく変える改革を受け、本市農業にも極めて厳しい状況にあります。

大綱の1点目は、農業政策についてであります。その1つ目に、農業基盤整備事業です。今年度は、市長の取り計らいにより、農地整備が充実したことにより、計画どおり行われていると思いますが、国営農地再編整備事業及び道営ほ場整備事業の本年度の工事発注状況と市内業者の工事受注状況、事業がもたらすさまざまな効果について市長にお伺いいたします。

その2つ目に、政権が変わり、農業所得倍増計画など、さまざまな補助事業が打ち出されています。これらの事業を活用し、本市の農業生産者は足腰の強い農業を目指そうとしています。本定例会においても、農業にかかわる補正予算が計上されていますが、このような新たな国の補助事業に関わる事務作業等々が増大しているのではないかと思います。このことによるこれらの補助事業は直近、増加しているのか。また、業務量も増加していると思われま。さらに、農業生産に関する規制改革会議の改革等の見直しに対する美唄市の農業政策の役割、今後の取り組みについて市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、道路行政についてです。私も市内の道路を車で走りながら、年々道路事情が悪くなるような気がします。また、市民からも、道路の整備改良等の声も多く出されています。本年度における市道の舗装整備要望と既設舗装道路の段差解消のための補修要望の現状と実施予定について市長にお伺いいたします。

大綱の3点目は、市営住宅行政についてお伺いいたします。1つ目に、市内にある市営住宅の団地別管理戸数、空き家戸数など、管理の現状。

2つ目に、現在の空き家について、古い住宅など修繕が困難な場合もあると思うが、極力修繕し、入居できる状況を早急につくり、募集するべきと考えるが、昨年度の募集状況として、募集戸数、申込者数、応募倍率と今年度の募集予定を。

3つ目に、毎年募集しているが、待機者の割に募集回数が少なく思えるが、過去3年間

の募集回数と各年度末における管理戸数、空き家戸数、入居率を市長にお伺いいたします。

大綱の4点目は、水道行政についてお伺いいたします。美唄市は年々人口減少が止まりません。また、市内各所の工業団地への進出も見られない中、工業用水道を美唄浄水場が配水をしていますが、人口減少、工業団地における工業用水道等で、給水排水が減少していると思います。このような状況下で、水道事業も厳しいのではないかと心配しているところですが、2点についてお伺いいたします。

1つ目に、過去10年間の給水人口や給水世帯の状況及び人口減少に伴う給水収益の状況と今後の水道事業経営について。

その2つ目に、美唄浄水場の現状と人口減少に伴う美唄浄水場の更新について市長にお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 桜井議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、農業基盤整備事業についてであります。国営農地再編整備事業美唄茶志内地区及び道営ほ場整備事業の工事発注状況等につきましては、美唄茶志内地区では、平成25年度予算により、2月と3月に合計6工区、約104.3haが発注されており、総額は約13億2,000万円で、その工事進捗率は、5月末現在、平均で約28パーセントとなっております。また、市内業者は1社で、2工区を総額約3億9,000万円で受注しており、受注率は発注総額の約30%となっております。

道営事業では、平成25年度及び平成26年

度予算により、3月と4月に合計5工区、約84.2haが発注されており、総額は約9億7,000万円で、その工事進捗率は、5月末現在、平均で約29%となっております。また、市内業者はJVも含め6社で、5工区を総額約7億3,000万円で受注しており、受注率は発注総額の約75%となっております。

次に、事業効果についてであります。労働力や施設の維持管理費の節減などによる生産コストの縮減に加え、良食味米の安定生産や収量及び品質の向上、消費者ニーズに合った安全・安心な農作物の生産などの効果が期待されます。また、道路、排水などの生活環境整備が進められるほか、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全などの多面的な機能の発揮や事業の実施に伴い、工事や測量の資材、重機燃料の購入等や雇用の確保及び雇用労働者の所得が消費され、新たな生産活動を誘発するなど、地域経済への波及効果も大きいものと考えております。

次に、農政課の担当する補助事業についてであります。平成23年度から国の事業を活用した経営所得安定対策事業及び環境保全型農業直接支援対策事業を実施しているほか、平成24年度からは経営所得安定対策事業の青年就農給付金を実施しており、農政課が所管する平成25年度における補助事業の総数は12事業で、これら事業の対象件数は、農協、営農組織、生産者など240件となっており、平成22年度に実施した旧事業61件に比べ大幅に増加しております。また、補助事業の実施に伴い、事業主体と協議や調整をはじめ、人・農地プランなど、各種計画の見直しや策定作業を行っているほか、事業実施後における

効果の検証やフォローアップ作業を行うなど、職員の業務量もふえている状況です。こんにち、農業改革が進められる中で、本年度は農地中間管理機構制度がスタートしたほか、経営所得安定対策や米政策などが見直されるなど、国の農業・農村政策は大きな転換期を迎えており、今後、本市農政が果たす役割はますます大きく、さらに重要になるものと考えております。

次に、水道行政について、人口減少に伴う水道事業についてであります。本市の過去10年間の給水人口や給水世帯の状況は、平成16年度給水人口2万9,133人、給水世帯1万3,028世帯、平成25年度給水人口2万4,229人、給水世帯1万2,111世帯で、10年間で給水人口は4,904人、給水世帯は917世帯の減少となっております。また、給水収益におきましても、人口減少と学校や病院など大型施設の撤退により10年間で約1億円の減収となっており、この間、人件費の削減を含めた経費の節減と内部留保資金をもって水道事業経営に当たってまいりましたが、平成25年度の決算においては、約3,7000万円の不良債務が発生する見通しとなっていることから、非常に厳しい状況となっております。今後におきましても、人口の増加や企業の進出などが急速に見込めないことから、給水収益の増収は厳しい状況が継続しているものと考えており、水道料金の改定を含めた検討を進めてまいります。水道料金の改定には市民負担が伴うことから、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、美唄浄水場の更新についてであります。美唄浄水場は、昭和53年度に整備した

施設であり、昭和57年度の美唄ダム供用開始にあわせ、本格稼働してから約30年経過しているものであります。また、浄水場の法定耐用年数につきましては50年とされており、現在は耐用年数内であることから、更新等については考えていないところであります。今後の美唄浄水場の更新につきましては、桂沢水道企業団等との事業統合の検討を視野に入れながら、更新時期の給水人口や建設費用などを総合的に検討してまいりたいと考えております。

なお、市道の舗装化及び補修工事について、美唄市の公営住宅各団地の空き家戸数について、今後の各団地の募集予定について、過去3年間の募集回数と空き家戸数に対しての入居率につきましては、都市整備部長から答弁させます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●都市整備部長本田弘明君 市道の舗装化及び補修工事について、美唄市の公営住宅各団地の空き家戸数について、今年度の各団地の募集予定について、過去3年間の募集回数と空き家戸数に対しての入居率につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、市道の舗装化及び補修工事についてであります。今年度の舗装整備要望が3町内会の延長約1,000m、補修要望が5町内会の約3,000mの要望をいただいております。今年度の整備については、舗装整備が延長620m、舗装補修工事が延長380m予定しております。

次に、美唄市の公営住宅各団地の空き家戸数についてであります。平成26年5月1日

現在の団地名と管理戸数、空き家戸数の順にお答えいたします。進徳団地は32戸のうち3戸、南美唄団地は44戸のうち9戸、いなほ団地は1481戸のうち38戸、進徳東団地は110戸のうち22戸、東光団地は88戸のうち8戸、東明恵愛団地は17戸のうち4戸、峰延東陽光団地は24戸のうち1戸、有明団地は56戸のうち5戸、東雲団地は18戸のうち空き家はございません。日東団地は8戸のうち5戸、ゆたかニュータウンは289戸のうち27戸、美の里団地は32戸のうち3戸、共練団地は64戸のうち14戸、有為団地は118戸のうち3戸となっており、全体14団地で管理戸数1,048戸のうち空き家は142戸となっております。

次に、今年度の各団地の募集予定についてですが、平成25年度の公募につきましては2回行い、募集戸数が23戸、応募者数は57世帯、応募倍率が2.48倍となっております。また、今年度の公募予定は6月にゆたかニュータウンほか、4団地において12戸の募集をしており、今年度はさらに2回から3回の公募を予定しております。

次に、過去3年間の公募回数と空き家戸数などについてですが、平成23年度は公募が2回、管理戸数が1,084戸、空き家が83戸、入居率が92.3%、平成24年度は公募が1回、管理戸数が1,072戸、空き家が113戸、入居率は89.5%、平成25年度は公募が2回、管理戸数が1,048戸、空き家が127戸、入居率が87.9%となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 8番、桜井龍雄議員。
- 8番桜井龍雄議員 一通りのお答えいただきまして、ありがとうございます。自席から

再質問させていただきます。

最初に、農業行政についてですが、水稻を中心とする本市農業にあって、米政策の改革や農業委員会、農協の改革は大きな問題であり、本市農家の農業経営にも大きな影響があると危惧しています。また、TPP問題も今後の展開は目が離せない状況の中、農政改革の役割はますます重要で対応も急がれていると考えます。基盤整備事業の増大への対応を含めて、基幹産業である農業を所管する農政部の設置が再度必要と思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、道路行政についてですが、財政健全化計画との関係もあると思うが、地域の要望や現地の状況から見ても、さらに計画的な舗装整備や補修を重点的に行っていくべきだと考えますが、今後の整備計画についてお伺いいたします。

次に、市営住宅行政についてですが、現在の空き家は全体で142戸あり、また、昨年の募集状況を見ると、募集倍率が高く、入居の抽選会では、何度も繰り返し落選して入居できない申込者もいると聞いています。

1つ目に、現在、空き家のうち、古い住宅の比較的新しく、入居可能となる住宅の今後の補修及び公募に対する考え方。

2つ目に、抽選で落選し、住宅に困っている市民への優先的な入居に対する考え方を市長にお伺いいたします。

再質問を終わります。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農政部の設置についてであります

が、農業・商工業・観光業など、産業全般を対象として地域経済を振興する行政課題に対応するため、昨年4月に、商工交流部と農政部を統合して、経済部を設置したところであり、引き続き、現体制のもとで農商工の連携や農業の6次産業化が横断的かつ効率的に推進されるよう組織の充実などに努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の整備計画についてであります。市道の舗装や補修整備につきましては、美唄市総合交通体系基本計画や地域からの要望を踏まえ、町内会役員の方などと相談をしながら計画的に進めているところでもございます。今後も、財政健全化計画との整合性を図りながら、財源確保について十分検討し、より一層事業の重点化を図り、安全で安心できる生活環境の向上に向けた道路整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の空き家等についてであります。現在の空き家142戸のうち、約半数程度の74戸については、経年による劣化が著しく、中には修繕が困難なため入居ができない住宅もありますが、低廉な家賃のニーズにもですね対応するため、一人でも多くの方が入居できるよう努めてまいりたいと考えております。また、比較的新しい住宅68戸のうち、ゆたかニュータウンや有為団地などは入居希望者が多く、応募倍率が高くなっております。このため、入居希望者の多い団地を中心に修繕をし、公募を行い、入居を希望される方々の多様なニーズにこたえてまいりたいと考えております。

次に、公募における入居者の選考に当たっては、一般の申し込み者よりも優先して住宅

の援助を行う世帯として、障がい者世帯や母子世帯の方には、公開抽選の際に抽選回数を1回追加するほか、過去の公開抽選において当選しなかった方につきましては、さらに当選率を引き上げる優遇措置として、抽選会数を落選年ごとに各1回加算することとしております。今後におきましても、入居を希望される方々の住宅に困窮する実情を考慮した入居選考に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

10番、高田正則議員。

●10番高田正則議員（登壇） 平成26年第2回定例会にあたり、大綱3点につきまして、市長及び教育長に質問いたします。

大綱1点目は、地域振興について市長に質問いたします。

その1つ目は、地域経済の現況についてであります。日本経済はアベノミクス効果を背景に、トヨタや日立製作所など大手企業がベースアップに相当する賃金改善を6年ぶりに実施したほか、厚生労働省が5月30日に発表した4月の有効求人倍率も1.08倍と、前月から0.01ポイント上がり、改善は17カ月連続で、2006年7月以来、7年9カ月ぶりの高い水準となるなど、製造業やサービス業を中心に国内経済は堅調に回復している旨の報道がなされておりますが、国の経済状況をどうとらえていらっしゃるのか、また、本市における経済の現状について、どのように認識されているのかお伺いいたします。

その2つ目は、雇用の状況についてであります。雇用環境は従来の終身雇用制度等からパート社員、請負社員や派遣労働者等、非正

規雇用形態に移行する傾向にあるほか、平成25年4月には、高年齢者雇用安定法の一部が改正され、これに伴い、若年労働者の雇用機会の減少や非正規従業員の増加など、雇用環境が大きく変化している中、就労に対する若者の意識も多様化し、ニートやフリーターなどが増加している一方、団塊世代が定年を迎え、これら熟練技能者の退職などにより、新たな担い手となる人材の確保が難しい現状となってきました。本市においても、人口の減少傾向に歯どめがかからず、生産年齢人口の長期的な減少に伴い、各産業分野において就労者数が減少し、これに伴い、後継者不足が深刻化している中、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるような雇用環境に早急に改善していく必要があると考えているところであります。そこで、本市における主な産業の雇用・就労の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、各業種の労働者の確保に向け、どのような施策を行っていくのかお伺いいたします。

その3つ目は、ホワイトデータセンター構想についてであります。平成25年第4回定例会において、同僚議員からデータセンターに関する一般質問があり、その際の市長のご答弁では、「空知団地立地における課題となっていた大容量の通信回線及び電力設備など、データセンター事業に不可欠なインフラ整備については、課題が解決される見通しであり、現在、協定2社は来年度、事業計画に載せるため、建物、電気設備、冷却施設等のコスト試算を行うなど、投資改修計画の検討を重ねているところである」とのことでありました

が、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

さらに、工場新設に関する助成制度についても、「データセンター事業に対する道の支援制度に合わせて、また、他市の優遇制度も参考にしながら、拡充を検討してまいりたい」とのことでありましたが、昨年9月の協定締結後、協定企業との立地交渉を進めていると思いますが、現在の状況についてお伺いいたします。

その4つ目は、交流拠点施設についてであります。交流拠点施設ゆ〜りん館につきましては、平成15年12月の開業から10年が経過し、平成26年第1回定例会の同僚議員の質問に対するご答弁では、「入館者数は平成16年度の32万7,000人をピークに年々減少傾向にある。平成24年度では20万人をわった」とのことでありました。交流拠点施設の指定管理者である第三セクターの株式会社ベル・カント及びベル・カントから温泉運営を委託されている株式会社アンビックスの経営は大変厳しいものと推測しているところであります。株式会社アンビックスは、これまで温泉とパークゴルフをセットにした割引料金の設定やインターネット予約のほか、ランチバイキングや食べ放題企画の実施や朝食のレベルアップ、子供縁日の開催、市外での足湯サービスのPR、多様な宿泊プランの設定やカラオケ大会など各種イベントを企画するとともに、送迎バスの運行を砂川方面にも広げるなど、利用者の増加に向けた取り組みを実施しているとしておりますが、このような営業活動の結果、どのようになったのか。直近5年間の利用者の推移及び増減の主な要因についてお

伺いたします。さらに本年度は、利用客の増加に向けて、どのような取り組みを検討しているのか伺いたします。

その5つ目は、アンテナショップの運営についてであります。アンテナショップピパについては、平成25年第4回定例会の一般質問において質問したところでありますが、その際、市長からアンテナショップピパについては、国や道の補助事業が終了したことから、経営的には極めて厳しい状況であり、平成24年度は220万円の赤字を計上したとのご答弁がありました。アンテナショップピパにつきましては、総会も終了し、平成25年度の収支決算が出ていることと思っておりますが、昨年度の経営状況について伺いたします。さらに、アンテナショップピパの出展者協議会では、どのようなことを経営上の課題としてとらえ、協議会及びこのアンテナショップの立ち上げや運営にかかわってきた市は、この課題を今後どのように解決しようとしているのか伺いたします。

大綱2点目は、防犯について、犯罪の発生状況と防犯カメラの設置について、市長に質問いたします。本市においては、これまで安全・安心なまちづくりを目指し、警察や関連団体、さらには自治組織等と連携を図り、市民が安心して暮らせるよう、さまざまな取り組みを行ってきており、こうした取り組みが着実に推進されることで、犯罪や事故を未然に防ぎ、市民の方々がより一層安心して暮らせるまちづくりが図られるものと考えているところであります。北海道警察による過去5年間の北海道内における犯罪発生状況によりますと、刑法犯の発生件数は減少傾向にある

ものの、殺人、強盗、放火、強制わいせつ等の重要犯罪が増加傾向にあり、また、重要窃盗である侵入盗、自転車盗、ひったくりなどは減少傾向にあるものの、犯罪発生総数の約1割を占めている状況にあるとのことです。近年、国内では異常とも言える事件が多発し、道内でも札幌の上野幌駅近くの公園で発見された女性の死体遺棄事件をはじめ、白石区で発生した女の子の連れ去り事件、さらには北区方面を中心としたガスボンベの爆発事件など、生命や財産を脅かす事件が多数発生しており、これらの事件発生に伴い、警察が行う捜査において、コンビニや大型スーパー等に設置された防犯カメラが、捜査の手がかりとして非常に役立っていることに改めて気づかされたところであります。安全・安心なまちづくりを推進する上で、警察によるパトロールの強化をはじめ、各自治組織等による防犯パトロールの実施等、地道に防犯対策が行われているところであり、こうした犯罪を防止する取り組みは、非常に重要であると考えているところでありますし、また、防犯カメラの設置の必要性を感じているところでもあります。そこで、本市における犯罪の発生状況と防犯カメラの設置の実態、今後における公共施設等への設置のお考えをお伺いたします。

大綱3点目は、教育行政について教育長に質問いたします。その1つ目は、小中学校の児童生徒数についてであります。本市では、人口減少に歯どめがかからず、少子化も一層進行しております。そのような中、小中学校のあり方に関しては、これまでも統廃合を進めてきてはいるものの、今後も学校配置に関

して、さらに検討しなければならない状況にあると感じております。小規模校では児童・生徒数の減少により、授業内容や学校行事、部活動など、さまざまな学校の活動において制約を受けざるを得ず、選択肢も限られてきます。教職員についても、少人数では教職員同士の研鑽も十分にはできかねているのではないかと感じており、これらにより、子供たちにとって必要な教育が提供できない状況に至るのではないかと大変危惧しているところであります。平成24年第3回定例会の一般質問において、小中学校の児童生徒数について質問し、将来に向けての教育委員会の考え方をお聞きしておりますが、現在の状況は、さらに深刻の度を深めているのではないかと感じておりますので、改めて、現状と今後の考え方をお伺いいたします。まず、本市の平成25年度及び平成26年度の小中学校の児童生徒数をお伺いいたします。

次に、その状況を踏まえ、今後の小中学校の配置に関する教育委員会のお考えをお伺いいたします。

その2つ目は、高等学校の生徒数についてであります。本年度の高校入試の結果、市内にある2つの高等学校では、いずれも定員割れとなる極めて深刻な状況となっており、私を含め、多くの市民はこのことに大きな衝撃を受けているところであります。今後、何らかの対策を講じなければ生徒数の確保ができず、2校の維持存続にも大きな影響があるのではないかと感じているところであります。そこで、平成25年度及び平成26年度の生徒数並びに平成26年度入学者定員に対する入学者数とそれぞれの高校の特色についてお伺

いたします。

また、先ごろ、公立高等学校配置計画案が示されたようでありましたが、市内2校についての内容と今後どのようなスケジュールで決定されていくのかお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 高田議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域振興について、地域経済の現状についてであります。内閣府が5月23日発表した月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いているが、個人消費は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、次第にその影響が薄れ、緩やかに回復するとの判断を示し、また、北海道経済産業局が5月16日に公表した道内の4月の経済概況においても、円安などを背景として、台湾やタイなどの東南アジア地域からの観光客が増加し、観光産業は着実に持ち直しているとともに、個人消費も持ち直しの傾向が続き、道内経済はゆるやかに持ち直しているとの判断を示しているところであります。本市におきましては、昨年10月に実施した経営設備動向調査や12月に実施した消費動向調査によりますと、堅調に推移してきた企業の設備投資が、昨年後半から抑制傾向となっていることなどから、国の好景気はまだまだ地方には波及されていないものと判断しているところであります。

次に、本市の産業別労働人口についてであります。平成22年度に実施した国勢調査によりますと、生産労働力となる15歳以上の就業者数は1万0,900人となっており、主な産

業別では、1次産業が14.7%、この内訳はすべて農業となっており、2次産業では2,328人で、21.4%、このうち建設業が1,209人で11.1%、製造業が1,099人で10%、3次産業では6,781人で62.2%、このうち卸売小売業が1,250人で11.4%、宿泊・飲食業が575人で5.2%、医療・福祉産業が1,610人で14.7%となっており、人口の高齢化に伴い、ニーズが高い医療・福祉・介護分野などの3次産業の分野を除き、農業や製造業など1次・2次産業は、17年度の国勢調査と比較しても減少傾向にあり、今後とも就労人口が減少していくものと推測しているところでもあります。

市としましては、農業ビジョンや産業振興計画に基づき、基幹産業の農業においては、国の制度を活用して担い手の育成を図るとともに、2次・3次産業においては、企業誘致活動やハローワークとの連携をより一層強化し雇用の場を確保するほか、事業主に対しましては、国や道、産業支援機関の補助制度の活用や人材開発センターで実施する人材育成技能習得講座の講習を促し、労働者が長く安心して働くことのできる就労環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、ホワイトデータセンター構想の進捗状況についてであります。昨年の8月から、ホワイトデータセンター構想推進の中心的役割を担う美唄自然エネルギー研究会の構成会員が事業主体となり、道の新エネルギー関連の補助事業を活用し、包括連携協定を結んだ2社のコンピューターサーバーを実験施設である美唄ハイテクセンターに設置し、雪冷熱エネルギーや外気で冷却する実証実験を行い、冷却機能などを検証しながら、協定2社と立

地に向けた検討を継続しているところであります。しかしながら、データセンター事業を取り巻く市場の鈍化や技術革新によるデータの集約化、省スペース化が見込まれること、また、昨年からは、首都圏を中心に新設のデータセンターが供用開始になるなどの理由により、サーバーの供給過剰が顕在化し、サービス価格の下落を招いていることなどから、関係企業においては設備投資の時期を検討しているところでもあります。

こうした中、市としましては、構想の早期実現を図るため、協定2社や大学研究機関との産学官共同により、国の再生可能エネルギー関連の補助金を活用して、雪冷熱エネルギーに関するより実用化に向けた詳細な実証実験を空知団地で行うことを検討しており、この実験施設をホワイトデータセンター計画のモデルとして、協定2社とともに海外を含むIT企業者にPRし、できるだけ早い事業化を目指すこととしているところでもあります。いずれにいたしましても、このデータセンターの立地は、税収の増加や雇用の創出など、地域経済活性化の起爆剤になることから、総務省が掲げるデータセンターの地域分散化、国土交通省の豪雪地帯特別措置法の改正に伴う雪冷熱エネルギー等の活用促進策、そして、道が策定したバックアップ拠点構想の取り組みとして、国に提案している環境配慮型データセンター誘致の動きと連動し、引き続き、国や道と情報交換をかさねながら、粘り強く誘致活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設ゆ〜りん館の利用者についてであります。平成21年度は24万

0,795人、平成22年度は23万5,792人、平成23年度は20万6,573人、平成24年度は19万4,975人、平成25年度は18万8,276人となっており、さまざまな営業活動を行っているものの、利用者は減少傾向にあります。その主な要因としましては、近隣市の温泉施設がリニューアルしたことや、他市から無料送迎バスが運行されるなど、近隣の温泉間の競争が激化していることが考えられます。本年度の取り組みについてではありますが、ゆ〜りん館では、これまでの誘客に向けた取り組みに加え、本年1月、パートナー協定を締結した日本ハムフィターズと連携し、応援キャンペーンを実施するほか、「じゃらん」など、旅行雑誌の活用や、スタッフの育成を通じてリピーターの増加を図ることとしているところであります。次に、アンテナショップの経営状況についてではありますが、平成25年度におきましては、売り上げは前年と同程度、約3,200万円を計上したところでありますが、光熱費や消耗品等の節約に努める一方、人件費や固定費等の削減は難しく、約350万円の赤字を計上し、経営的にはさらに厳しい状況となっているところであります。この赤字については、売り上げに対する手数料収入が少ないことなどが主な要因となっていることから、本年度、出店者協議会では、出店者から徴収する売上手数料を現行の15%から23%に見直すとともに、新たに入会金や年会費を徴収することとし、また、売り上げが下がる冬期間については、営業時間を短縮し、人件費や管理経費等を削減することで、経営の健全化に努めることとしたと伺っております。

次に、防犯について、犯罪の発生状況につ

いてありますが、本市における犯罪の発生件数の推移については、北海道警察による平成24年と平成25年の件数で申し上げますと、殺人、強盗、放火、強制わいせつなどの重要犯罪については、平成24年は2件、平成25年は1件となっており、侵入盗、自動車盗、ひったくりなどの重要窃盗については、平成24年は20件、平成25年は22件と増加しているところであります。また、美唄警察署の調べによる市内の自転車盗の件数は、平成24年の14件に対して、平成25年は22件と増加しており、その約45パーセントは駅周辺の自転車駐輪場で発生していることが確認されております。次に、防犯カメラの設置についてではありますが、公共施設への設置については、これまで、防犯協会からの寄贈などにより、平成14年から16年にかけて、美唄駅のコスモス通りに8台のカメラを設置しているところであります。また、現在、地元業者の地域貢献により、美唄駅駐輪場において盗難防止を目的に3台のハイビジョン防犯カメラとレコーダー及びモニターを設置し、これを市に寄贈していただくとのお話をいただいているところであります。

次に、公共施設等への防犯カメラの設置についてではありますが、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果や、事件の捜査に期待ができるものとして、これまで種々検討を行ってきたところであり、特に人の出入りの多いところは防犯カメラを設置することにより、犯罪等を相当数を抑止することが期待できるものと考えているところであります。しかしながら、その一方では、プライバシーの保護についても考慮する必要がありますので、今後、

関係機関と十分に協議を行いながら、必要性が高いと認められる施設にはできるだけ早く設置できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 高田議員の質問にお答えいたします。小中学校の児童・生徒数についてであります。小中学校の児童・生徒数は、それぞれ5月1日現在で申し上げますと、平成25年は小学生が929人、中学生が563人で、合計1,492人。平成26年度は小学生が880人、中学生が536人で、合計1,416人となっております。この2年間の比較では、小学生が49人、中学生が27人それぞれ減少し、合計76人の減少となっております。次に、学校の配置についてであります。教育委員会としては、学校の配置・見直しの検討に当たっては、これまで進めてきた考えと同様、児童・生徒数の推移を見ながら、保護者や地域の皆さんのご理解をいただき、検討を進めてまいりたいと考えております。検討に当たっては、子供たちに将来的に良好な教育環境を保障するという観点から、多くの友達と出会う中で、さまざまな考え方に触れ、協調性や連帯感を培い、みずから向上する心を育てていくことも大切であると考えております。そのようなことから、今後、教育委員会内において、将来の児童・生徒数の見通し、小規模校のメリットやデメリット、小中一貫校や学校統合などの可能性を含め、学校の適正規模を整理し、あるべき学校配置について本格的な検討を始めたいと考えております。

次に、市内高校の生徒数等についてであり

ますが、生徒数については、それぞれ5月1日現在で申し上げますと、北海道美唄尚栄高等学校では、平成25年度は368人、平成26年度は322人で、46人の減となり、平成26年度入学者数は、定員160人に対し99人で、学級数については、1減の3学級となりました。北海道美唄聖華高等学校では、専攻科を含め、平成25年度は393人、平成26年度は364人で、29人の減となり、平成26年度の入学者数は定員は80人に対し、53人となっております。

次に、高校の特色としましては、北海道美唄尚栄高等学校は総合学科としてフード系列やメカトロ・エンジニア系列など、5系列が設定され、多彩な選択科目が用意されており、自分に合った科目を選択して進路の実現を目指すことができる仕組みとなっております。また、北海道美唄聖華高等学校は、5年一貫教育により、最短で看護師国家試験受験資格を得られる学校として、全道一円から生徒が入学しており、国家試験合格率は100%に近いなど、それぞれ特色ある教育が進められております。

次に、6月3日に道教委が発表した公立高等学校配置計画案における市内2校の状況については、平成27年度から平成29年度までの配置計画については、現状と変更ありませんが、平成30年度から平成33年度までの見通しとして、空知南学区全体では、1つ目に、4年間で4から5学級相当の調整が必要。2つ目に、欠員の状況、これまでの調整や地元からの進学状況を考慮し、岩見沢市及び周辺市町において再編整備を含めた定員調整の検討が必要とされております。この計画（案）

は各地域別の検討協議会の議論を経て、参加者の主な意見の集約や道教委の考え方を示した上で、本年8月以降に確定する見通しとなっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 10番、高田正則議員。

●10番高田正則議員 一通りお答えをいただきました。自席から再質問をさせていただきます。

まず、地域経済の現状についてでございますが、堅調に推移してきた設備投資が抑制傾向となっていることや、好景気が地方には波及されていないとのことでありましたが、国やその他の産業支援機関による補助制度や融資制度などが企業に周知されていないのではないかと思います。市は、企業に対して、国や道の中小企業向け設備投資や雇用に関する支援策をどのように周知されているのかお伺いをいたします。

次に、ホワイトデータセンター構想についてでございますが、5月31日の新聞報道では、データセンターの特集記事が掲載され、その中で、岩見沢市の「はまなすインフォメーション」や、石狩市の国内最大級のデータセンター「さくらインターネット」では外気冷房により電力を削減しているとのことであり、特に、岩見沢市においては雪冷房より外気冷房に補完的に電気冷房を導入した方がコスト削減につながるとのことで、外気冷房をメインとして事業を進めているとの報道がありました。先ほどの市長のご答弁では、美唄市としては国の補助金を活用し、引き続き、雪冷房をメインとした実証実験を行い、その成果を国内外にPRするとのご答弁でありました

が、この国の補助金の概要をお聞きするとともに、この事業主体はどこでどのような実証実験を補助申請しようとしているのかお伺いをいたします。

次に、交流拠点施設についてでございますが、先ほど、交流拠点施設の経営状況について、大変厳しい内容のご答弁がありましたが、この交流拠点施設の指定管理者の決定に当たっては、効率的な施設運営の観点から、以前より、直接、株式会社アンビックスを指定管理者にすることができないかとの議論経過があったものと認識しておりますが、これまでの交流拠点施設の管理の実態や今後の運営のあり方について、市としてお考えがあればお伺いをいたします。

次に、犯罪の発生状況と防犯カメラの設置についてでございますが、先ほどの市長のご答弁によりますと、必要性が高いと認められる施設には出来るだけ早くに対応することが大切であるとのご答弁をいただきましたが、公共施設の中でも、特に、交流拠点施設であるゆ〜りん館の駐車場においては、これまで複数の車上荒らしの被害があったとお聞きしております。ゆ〜りん館は地元市民はもとより、市外からも大勢の方が来られる施設でもあり、この施設に安心して来ていただくためにも、車上荒らしの被害を抑える上で防犯カメラの設置を急ぐべきではないかと思われませんが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

また、その他の公共施設として、総合体育館や市民会館、学校等が考えられますが、設置の必要性についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

さらに、美唄駅のコスモス通りに設置され

ているカメラは、既に10年以上経過していることから、カメラをはじめ、機材類の老朽化も考えられるところでもあります。防犯カメラの設置は、犯罪を抑止する効果だけではなく、もし事件が発生した場合は、当然、警察の捜査に協力することになると思いますが、その際、現在設置してあるカメラの精度や機能等について、特に問題はないのか。この点についてもお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 高田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、補助・融資制度の周知についてであります。市では、企業訪問にあわせ、国や道、産業支援機関などのパンフレット等を配布してきたほか、市役所内に置き、制度の周知を図ってきているところでもあります。また、国では、中小事業者等が必要とする支援制度を国、都道府県、市町村を問わず、迅速かつ効果的に探すことのできる中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」を開設し、周知していることから、本市におきましては、これまでの周知方法にあわせ、市内の企業・事業者等に対して本サイトの活用についても周知してまいりたいと考えております。

次に、ホワイトデータセンター構想の国の補助金についてであります。この補助金は経済産業省の外郭団体であります「独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構」、通称「NEDO」の再生可能エネルギー熱利用技術開発事業という公募事業で、これに対し、本市と協定2社を含む産学官7社を共同提案者として、都市除排雪を利用した雪山貯蔵による高効率熱供給システムの研究開発をテ-

マに申請しているところでもあります。具体的には5,000トン規模の雪山でサーバーを冷却する雪冷房の実証システムを構築し、運用コストの低減化を図るほか、サーバー排熱を利用した植物工場や陸上養殖システムの実証実験を平成26年度から平成30年度の5年間で約3億円の事業規模で行おうとするものであります。

次に、交流拠点施設の指定管理者の考え方についてであります。指定管理者制度では、株式会社など、民間企業なども公の施設の指定管理者になることが可能となっているところでもあります。本市の指定管理者の指定手続きに関する条例では、株式会社など、民間企業を指定管理者とする場合、公募方法により、選定しなければならないことから、平成18年4月より非公募の方法で選定できる第3セクター株式会社ベル・カントを交流拠点施設の指定管理者としてきたところでもあります。しかし、指定管理者制度の定着とともに、制度の効率的な運用を図るため、施設の性格、規模及び機能により、公募に適さない場合は、株式会社など、民間企業も非公募として選定できるよう、条例の改正を行う自治体が多くなってきていることから、本市においても、他市の事例を参考に条例の改正について検討してまいりたいと考えております。

次に、ゆ〜りん館への防犯カメラの設置についてであります。これまでも年に数件ほどの車上荒らしによる盗難被害があることから、今後、指定管理者と設置に向け具体的に協議してまいりたいと考えております。また、他の公共施設への設置につきましても、美唄警察署などからアドバイスをいただき、設置

の必要性も含め検討してまいりたいと考えております。なお、美唄駅コスモス通りに設置しておりますカメラにつきましては、設置してから既10年以上が経過しており、アナログ方式でもあることから、解析性能も悪いため、性能の優れたデジタル方式に切りかえるよう今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） おはようございます。2014年第2回定例会にあたり、大綱4点について、市長に伺います。

大綱の第1は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認についてであります。私は、本年3月の第1回定例会において、市長に、平和憲法に対する認識等について質問をいたしました。市長は、現行憲法のもと世界の恒久平和を理念とした美唄市まちづくり基本条例を基本とし、平和政策を推進していくとされました。また、安全保障にかかる憲法解釈等については、議論の内容・経過等を国民の前に明らかにしながら、十分に議論していくことが必要であるとの考え方もお示しになりました。しかし、これまで、政権交代以降、数の力を背景に憲法改正を目指した安倍首相は、憲法96条改正を打ち出したものの、あっさりと方向転換を行い、より実現可能な憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をアライづくりともいえる首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、通称「安保法制懇」、これの報告を受け、先月15日に安倍晋三首相は、首相官邸で記者会見を行い、自国が攻撃され

ていなくても他国のために武力を使える集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障政策の基本的方向性を発表しました。また、行使に関しては、必要最小限度に範囲を限定する方針を強調し、与党協議の結果に基づき、憲法解釈変更が必要と判断されれば、国民の命と暮らしを守るため、閣議決定していくとしています。これは、解釈改憲を実現しようとしていることにほかなりません。このことは、専守防衛を掲げてきた平和憲法のもとでの戦後の安全保障政策は歴史的な転換が行われることとなります。安倍首相は記者会見において、イラストの入ったパネルで説明を行いました。米国の軍用艦船に乗船した日本人の例などを挙げていますが、これらの事例は極めてまれなケースであり、国民の視線をこの本質からそらし、目指しているものは憲法の制約を緩めることは明らかであります。改めて、集団的自衛権についてありますが、これは同盟国などが攻撃を受けた際、自国が直接攻撃されていなくても自国が攻撃されたとみなして、一緒に反撃する権利であり、個別的自衛権は自国が攻撃された場合に反撃する権利であるとされています。国連憲章第51条では、個別的集団的自衛権のいずれも、主権国家固有の権利と認めておりますが、日本政府の現行憲法解釈では、いずれも国際法上、有していることは当然としながらも、憲法9条に照らし、集団的自衛権については、国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えてその行使を禁じています。これまで、集団的自衛権が行使された例では、大国が中小国支援の目的で軍事介入する口実として使われ、多くの批判があるものと考えるところ

であります。

次に、憲法解釈についてであります。これは憲法の条文の意味を、その文言や趣旨、背景、社会情勢の変化に応じた議論などを踏まえて判断するものであり、憲法 81 条で、最終判断は最高裁判所が示すとされています。ただ、裁判となる事例がなければ、最高裁の解釈は示されないため、普段は行政府の内閣が責任を持って解釈運用しているものであります。専門家集団である内閣法制局の見解を踏襲してきていますが、時の政権による安易な解釈変更には、憲法が政治権力を縛る立憲主義に反するとの強い批判もあります。これまで、衆参両院の議論におきましても、また、多くの憲法学者や法曹界などの有識者による解釈改憲への批判や、連日のように新聞紙上での読者の声等でも解釈改憲による戦争のできる国への反対や心配の声が掲載されているところでもあります。さきの定例会でも、私は平和の希求に関する質問におきまして、その質問の背景には自衛隊の駐屯地を抱える美唄市においては、隊員の皆さんをはじめご家族の方々の地域生活に責任を持つ自治体の長として、主体性、そして責任のある見解を示すべきであるとしましたが、残念ながら今後の議論にゆだねるといってお答えにとどめておられました。今まさに国際紛争における戦争に加担することが現実となる状況になってしまう状況であります。しかも、時の政権の裁量しだいで行われるという平和憲法を有名無実化とし、最後は憲法改正を行い、集団的自衛権の全面的行使を可能にしようとしていることは現状明らかではないでしょうか。そこで、市長にお聞きしますが、憲法解釈の変更によ

る集団的自衛権の行使容認についての市長の認識と、市民である美唄駐屯地の隊員の皆さん、そして、そのご家族の思いや、地域住民の持つ危機感や危惧についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

大綱の第 2 は、行財政運営についてであります。現在、美唄市におきましては、平成 23 年度以降平成 32 年度までの 10 年間の期間にわたる新しい美唄の都市像とそれを実現するための基本的な理念を基本構想として、前期・後期それぞれ 5 年間とする「美唄未来交響プラン」という基本計画で、基本構想に掲げる都市像を実現するための政策の大綱を定め、具体的な政策の目的を、そして方針などを示す課題解決型の計画により、市民と一緒に進むまちづくりに取り組んでいるところでございます。計画では、美唄市を含む地方の基礎自治体を取り巻く環境の課題として、少子高齢化の急速な進展や、国と自治体が抱える多額の負債が財政の硬直化している中、時代は転換期を迎えようとしています。このような中、美唄市は自然との共生や循環型社会の形成、自然災害や犯罪被害からの安全・安心を重要し、市の財政状況が危機的な状況であることから、まちづくりのあり方や枠組みを抜本的に見直し、持続可能な行財政構造を確立していかなければならない。この認識が計画の中では強く示されております。これまで、計画推進の最大の基盤となる「美唄市財政健全化計画」及び「市立美唄病院経営健全化計画」の着実な進行管理のもと、まちづくりが進められているところであります。しかし、地方自治体を取り巻く環境は、以前厳しく、近年では、ばらまきとも言えるアベノミ

クスによる公共工事などの景気回復策にしても、地方での景気回復の実感を今だ生じさせていない現状ではないでしょうか。このことは、高橋市長も同じような認識をお持ちではないかと考えるところではありますがいかがでしょうか。そこで、市長にまず、お聞きをいたしますが、美唄市における景気回復の実感をどのようにお持ちになっておられるのか。

高齢化が進み、雇用環境が厳しい現実の中、年金生活や年金で暮らしている高齢者の方々や、生活保護制度など社会保障制度の中で生活されるの方々、これらの水準というか、社会保障制度が見直しをされておりますけれども、すべての水準が切り下げ傾向にあります。

このような中、生活負担が大きく増えていく現状でもあろうかと思えます。したがって、これは生活、いわゆる生活弱者と呼ばれるの方々、この方々の生活が、景気回復によりどのように影響されると考えておられるのかお聞かせをください。

また、格差社会の顕著化にあたり、大企業と中小零細企業。雇用にあっても正規と非正規。そして中枢都市と地方都市における格差拡大を、それこそ現実のものと感じる現状ではないでしょうか。国においては、地方制度調査会での検討事項で中枢都市のあり方が危機感を持って検討されており、地方の基礎自治体については、現実的な人口減少をも想定しながら、広域な行政の必要性を検討しているところがございます。少子高齢化と人口減少は、もはや避けて通れない将来像となっているのではないでしょうか。また、2011年に発足した日本のグランドデザインを描くとした産業界、労使や学識経験者などの有志が立ち

上げた日本創成会議におきましても、全国の市町村の人口推計において、今後、人口移動が収束しない場合において、2040年における人口の再生産力を示す20歳から39歳女性の将来人口推計で、2010年比で50%以上減少する将来消滅するおそれが高い自治体として、全体の49.8%の896自治体となる統計数値を公表いたしました。美唄市も残念ながら、20歳から39歳の女性が、2010年の2,181人から、2040年には608人と減少し、その比率はマイナス72.1%となり、総人口も2万6,034人から1万1,536人と厳しい数値が公表されております。この推計では、管内の都市全てがマイナス50%を超えており、美唄市だけの問題ではないにしても、それぞれ相当の危機感を持った行財政運営によるまちづくりが求められるものと考えております。

そこで、冒頭申し上げました「美唄未来交響プラン」においては、特に、人口の推計は具体的に本文の中に明記されておらず、計画の概要版におきまして、人口の推移と推計で国立社会保障人口問題研究所による平成20年10月の推計が記載されておりますが、改めて市長にお伺いいたしますが、総合計画に推計人口というか、あるべき都市像の中に、まちづくりを進めるに当たっての人口目標数値が示されていないことについて、ご説明と現実的な推計値をお持ちであるのかお示しをしていただきたいと思います。

次に、この社会情勢の中、管内をはじめ、多くの自治体は危機感を持って行財政運営をしていかなければならないことは事実であろうと考えておりますが、そのためには、市民の皆さんと協働したまちづくりが必

要なことではありますが、それを実現するためにも、市の職員の持続可能な自治体づくりに向けた政策形成能力を一層高めることが必要となるのではないのでしょうか。市の職員が基本計画を自分のものとして、常に住民福祉の向上に最大の努力をしていかなければならないものでありますが、現状としては、職員数の十分な充足が行われていない中、新たな制度や取り組みが増加し、日々の分掌事務に追われてしまっているのではないのでしょうか。これまで職員研修については、系統的なものが十分確立されていないのではないかと感じているところでありますけれども、基本研修以外で、政策形成能力にかかる職員研修の実態をお聞かせいただくとともに、職員が元気に意欲を持って、政策提言を行うことができる環境についてどのようにお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

大綱の第3は、公共施設の老朽化についてであります。本年第1回定例会で、私は遊休公共施設について市長に質問をいたしました。庁内組織であるコミュニティ施設審議会における審議内容と個別の施設についての検討経過等をお聞かせいただきました。率直に申し上げまして、厳しい財政状況を背景に、計画的な利活用が困難な施設が多いと感じたところであります。一部その役割を終えた公共施設についても共通する課題としてあるのは老朽化、全ての公共施設が老朽化へ向けて着実に年を経ている。こんな状況ではないかと思っております。現在、市の公共施設として使用されている建築物や橋などにも、すべて共通している問題もあるのではないかと考えるところであります。現在、市立美唄病院が地域

医療の充実と建物の老朽化と経営健全化ということから、改築が検討されようとしていますが、市役所庁舎の耐震化をはじめ、多くの公共施設やインフラが、いわゆる耐用年数の目安とする建築後50年の寿命を迎えることとなってきています。現状の施設管理については、行政財産がゆえに、いわゆる縦割りによる管理がされており、改修や修繕に関しては建設部の専門的な職員の対応にゆだねているものの、系統的な施設管理としての、この施設の計画的なメンテナンスやリニューアルなどについての評価と取り組みが十分ではないと感じるところであります。やはり、寿命を伸ばすには、その20年前からの維持・補修が必要であると言われております。自治体は、管理する施設やインフラに年間どれぐらいの補修費がかかるのか。年間の利用実績や、必要性の位置づけなど、その実態を把握して優先順位をつけ、維持・補修計画を進めなければならないとこのように考えます。そして、この優先度を客観的に判断していくためには、その施設インフラの現状を把握した情報を1カ所で管理することが望ましいと考えるところでもあります。先例市でもある釧路市では、建物やインフラのデータを一元管理し、その情報に行財政状況、人口規模を勘案して、今後の統廃合や整備の計画をつくる公有財産マネジメントを導入しております。これは、地元の釧路公立大学地域研究センターとの協力によるものであると聞いております。また、この研究センターが道内の市町村に、昨年6月に、公共施設の情報一元管理の部署の有無のアンケートを調査した結果、部署はなく、現時点で設置予定もないと回答した市町村は、

62%であったとしております。これは人口、そして税収が減る中で、どの施設を残し、何を廃止するのか。同センターのその教授は現状を把握できないと判断できない。自治体の危機感はまだ薄いと。このように指摘をしていると新聞の報道にもありました。公共施設やインフラに関しては、統廃合や改修を進めるに当たっては、住民理解が必要であると考えます。そのためにも、一元化された情報提供が必要であると考えられるものでもあります。このことは、住民の皆さんが市内の公共施設等の老朽化の問題を自分たち自身の安全や、まちづくりの問題として関心を持ち、行動することが可能となるのではないのでしょうか。そこで、美唄市における現状というか、情報等の一元化及び縦割り管理の現状と施設管理維持の優先順位の判断がどのように扱われているか現状をお聞かせください。

大綱の第4は、市内農業者等による農薬散布についてであります。美唄市における農業は、重要な産業として位置づけられており、美唄未来交響プランにおきましても、食・農・アートの魅力を相互に結びつけながら、景観、産業、市民の心にそれぞれ緑を育てる緑のまちをイメージして、まちづくりを進めるとあります。その中でも農業者の方々のご努力については、一方ならぬものがあると考えるところであります。また、日本の農業の特色でもある安全・安心を徹底される取り組みは世界に誇れるものであるとも考えております。そこで、お聞きしたいことは、例年にわたり広報紙メロディーに登載される住宅地などにおける農薬使用についての啓発記事の内容についてであります。本年6月号、今月号です。

メロディーには、市内農業者等に対して、「農薬は適正に使用しないと人畜や周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。学校や保育所、住宅などの近接地で農薬を使用する場合、周辺住民や子供に農薬の飛散を原因とする健康被害が生じないように次の事項を遵守してください。」タイトルに記載があり、そして、7項目にわたっての遵守事項が示されております。多くの農薬の扱いに関しては、これは基準というんでしょうか、安全な扱いの注意事項というような中身でありますけれども、この7点うちの第5項、ここにはですね、「農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分周知する。特に農薬散布区域の近隣に学校や通学路がある場合には、当該学校や子どもの保護者への周知を図り、散布時の時間帯に最大限配慮する」との事項が示されております。基本的に農薬使用が規制され、基準があるものと考えております。そして、十分な管理のもとで扱われて、著しく危険ではないと考えているところではありますけれども、飛散量と摂取量により、健康被害のおそれのあることから、このような注意事項が示されているのではないかと思います。美唄の農地は市街地を取り巻くように広範囲に広がっており、いわゆる農村地域だけの問題ではなく、実際、住宅地区におきましても、明らかに農薬が散布されているということを体感した経験を私も持っておりますけれども、これまで、いづれどこでどのような農薬が散布されたというような情報に接したことはありません。この具体的な情報提供についての実態について、どのようにな

っているのかお聞かせをいただきたい。

あわせて、これは学校や保護者にも周知がされたことがあるのか。そして、そのことで学校や保護者や、住民がどのように対応しなければならないのか。指導や対策について具体的にどのように考えておられるのか。これをお聞きいたしたいと思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問にお答えいたします。

はじめに、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認についてであります。国際法上、一般に自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにも関わらず、実力を持って阻止する権利を有していると解されており、我が国では、その行使は憲法において容認される自衛権の範囲を超え、許されないとするのが政府の憲法解釈であると認識をしております。現在、政府においては、我が国周辺の安全保障を取り巻く環境の変化を踏まえ、集団的自衛権の問題について検討が行われているものと承知をいたしておりますが、自衛隊員も含め、国民の生命や財産を守ることは大変重要な問題であり、私としましては、国民に対し丁寧な説明をしていただくとともに、国政の場で議論を尽くしていただきたいと考えているところであり、国の議論経過を注視してまいりたいと考えております。

次に、行財政運営について、景気回復の実感や見通しなどについてであります。本市の景気の状態については、昨年まで、堅調に

推移してきた企業の設備投資が抑制傾向にあり、私としましては、国の景気回復は、まだまだ地方経済には波及していないものと受けとめております。また、国では社会保障と税の一体改革の中で、生活保護制度の見直しを含む給付水準の適正化を明記しておりますが、消費税増税に伴い、個人消費の伸びが不透明なことや平成 26 年度に繰り越した臨時給付金給付事業などが完了していないことから、景気にどのような影響があるかについては、現状での判断は難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、年金や社会保障制度の見直しにより、生活に困窮されている方々の負担は増加するものと思われまますので、国においては、社会保障制度の充実に取り組んでいただくとともに、本市においては、社会情勢の変化を見きわめながら、安全・安心な暮らしが実現できるよう、住民サービスの充実に努めてまいります。

次に、美唄未来交響プランにおける人口推計等の考え方とその見通し等についてであります。総合計画における人口の考え方については、現在、我が国の人口は減少局面に入っており、国や道などの計画にも目標人口を設定しない流れとなっていることを踏まえ、本市においても目標人口あるいは想定人口を設定せず、前期基本計画に、これまでの人口の推移と国立社会保障人口問題研究所による推計値を掲載することとしたところであります。日本創成会議で示されたデータを踏まえますと、少子高齢化が進み、人口が減少する社会では産業の担い手である生産人口が減少することにより、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、少子化による教育の問題や半

数近くを占める高齢者の社会保障問題など、本市を取り巻く環境は今後も厳しいものであると認識しております。直近の国立社会保障人口問題研究所の推計値では、2040年には2010年に比べ48.3%減の1万3,461人と推計されていることから、市の人口減少対策として、経済振興と雇用の創出、子供を産み育てる環境づくり、移住定住策等、さまざまな施策が必要であると考えております。そのため、本年度においては、経済振興と雇用の創出では、企業立地等の振興や商工連携事業、商店街活性化事業の推進等、子供を産み育てる環境づくりについては、保育環境の向上や乳幼児等の医療費助成制度の拡大等、移住定住施策については、移住者に対する住宅購入費の一部助成等、こうした施策を総合的に展開し、人口減少下にあっても活力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、職員の政策形成能力を高める研修体制についてであります。少子高齢化をはじめとする地域の諸課題への対応が難しくなっている状況において、市民との協働による活力あるまちづくりを推進していくためにも、職員の政策形成能力やコミュニケーション能力が求められております。このため、職員研修計画を策定し、職員の育成に取り組んでいるところであります。政策形成能力に関する研修としましては、北海道市町村研修センターにおいて、地域課題の抽出の仕方、関係者との合意形成、政策の組み方、マネジメントシステム構築の仕方などを身につけることを目的に実施している研修に対し、職員を派遣しておりますが、年間、1名程度の参加となっているところであります。職員から市への

政策提言としては、平成14年度から職員提案を実施しており、事業の実施につながったものや、事務改善の参考となったものもありましたが、年々件数が少なくなってきたことから、平成24年度に改めて職員周知をしたところであります。また、財政状況の説明会を開催し、市の財政状況や財政健全化計画の進捗状況等を把握する機会を設けるほか、職員の自主研究グループによる自主的な調査研究活動を奨励するなどの取り組みを行っておりますが、さらに改善する必要があるものと考えております。今後におきましては、地域における課題について、職員全体で情報を共有し、課題解決に取り組むことができる仕組みや、先進事例では優れた提案の事業の予算化などを行っている自治体もあることから、これから取り組みを参考としながら、職員の政策形成能力等の向上や政策等の提言を行いやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設等の老朽化について、公共施設の一元管理についてであります。本市の公共施設は老朽化した施設が多いことに加え、今後の人口減少等により、利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点を持って総合的かつ計画的に管理することが必要であると考えておりますが、現在、公共施設における一元化された情報の管理・集約や、住民への情報提供は行っていないところであります。また、施設の維持管理における優先順位については、これまで各所属から提出された整備計画等に基づき、緊急性、効率性、有効性などを総合的に判断しながら、施工箇所や事業量を決定してるところであります。

市としましては、総務省から本年4月に公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう通知があったことから、先進地の事例等の情報収集を進めるとともに、横断的な検討を行うため、関係職員による庁内検討組織を設置し、計画の策定に向けて取り組むほか、住民への情報提供とともに、総合的かつ計画的な施設管理に向けて努めてまいります。

次に、市内農業者等による農薬散布について、広報誌メロディーでの農薬使用に関するお知らせについてであります。国は、これまでも平成15年と平成19年に住宅地等に農薬使用に関する遵守事項について通知しておりますが、依然として児童・生徒が在学中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例や、周辺住民に事前通知がないまま農薬を散布された事例等が報告されている実態にかんがみ、改めて平成25年4月、都道府県に対し、住宅地等における農薬使用に関する通知を行っており、本市には同年5月に、道環境生活部及び農政部から同様の通知があったところであります。このため、市としましては、平成22年から継続して、広報誌メロディーにおいて住宅地等での家庭菜園等も含め、農薬を使用するすべての方を対象に国が定める農薬飛散の防止に関する遵守事項についてお知らせしてきたところであります。本市における住宅地等での農薬散布の実態につきましては、すべてを把握することは難しいものの、農業者の場合には、周辺住民に農薬の散布時期などを事前にお知らせをしているところは一部であると伺っておりますが、一般的には住宅地周辺の農地では病虫害防除の回数が少ない作物を栽培するほか、遵守事

項で周知が求められていない飛散しない農薬を使用しているところであります。

また、農薬の使用に当たっては、飛散の少ない散布の方法や機材の使用に心がけるほか、散布する時間帯についても早朝に行うなど、市民生活に影響を及ぼさないよう、配慮がなされているところであります。

次に、学校や保護者に対する周知の実態につきましては、農協など関係団体等へも確認いたしました。これまで周知の実態はなかったことから、今後、教育委員会や農協などと周知方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、農薬散布のお知らせがあった場合の対応につきましては、一般的には、窓を閉める。洗濯物や干し物は取り込むなどのご協力をいただくことが考えられますが、いずれにいたしましても、使用者に対する指導の強化もある一方で、地域住民の協力も不可欠であることから、今後は、他市の取り組み事例も参考しながら、本市における対応策等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 この場において再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、集団的自衛権の行使容認についてであります。ただいま、市長から、現在の憲法解釈では集団的自衛権は許されないと認識をお示しいただきました。そして、この問題は国政の場で議論されるべきであるとのお答えもいただきました。しかし、いくら国政レベルでの議論とはいふものの、先ほど申し上げましたけれども、国民生活すなわち美唄市民

にも直接的影響のある議論でありまして、市長として、より具体的な認識と考え方を市民の皆さんに明確にしていくことが必要ではないかと私は考えるところであります。そこで、この問題で大きく取り上げられている1972年の政府見解。これについてでありますけれども、これは、いまほど、市長がお答えになられた現行憲法のもとでは集団的自衛権は許されないという政府見解の根拠となっているものであります。しかし、安倍首相は集団的自衛権に関して、限定的に使用が認められるとする主張の根拠として、必要最小限度の自衛の措置として説明をしているところであります。1972年の見解は憲法は武力行使を禁じた9条の下でも自衛の措置は禁じていないことを打ち出したものであり、外国の武力攻撃で国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底が覆される事態になった場合に必要最小限度の範囲で認めることを明記してあります。これは自衛です。武力行使は、日本が攻撃を受けて、初めて必要最小限度で認められるという意味であります。したがって、自国が攻撃されなくても武力を使う集団的自衛権は憲法上許されないと言わざるを得ないと結論づけているものであります。安倍首相は必要最小限に集団的自衛権の一部も含まれると解釈して、憲法上許されないという結論も認めるべきだと変えようとしています。これは、外国の武力攻撃という前提が抜け落ち、必要最小限度の意味を変質させようとしている事が明らかであります。このように、安倍首相は憲法改正議論への狡猾なシナリオづくりのため、あえて憲法の解釈改憲を強引に打ち出しているのではないかと考えてしまうところであ

ります。現在、政府与党における閣議決定による集団的自衛権の明記が国民議論不在のもとで進められ、今まさに戦後世界に対し明確に示してきた平和憲法に蟻の一穴を表示させようとしていることに国民の多くがその危険性を現実のものとして感じています。私は、戦後生まれで、平和憲法のもと、子供ながらも戦争の悲惨さや、日本が先の大戦で経験した歴史の重みを感じながら育ってきましたが、同時に、この歴史に学ぶことの大切さを大きな価値観として生活をしてきました。私ごとではありますけれども、私は3人の孫を持つ身であります。我が国の将来において、子供たちが国益のため犠牲となってしまうことが当たり前の国になってしまうことは断じて避けるべきであると考え、今、これまで有事立法、特定秘密保護法、そして集団的自衛権の容認、さらに憲法改正が大きな流れとして国民に押し寄せてきています。国家の存続が国民生活の基本であるという考え方で、時の権力者の意のままに国民が従わなければならない環境は極めて危険な事態であると言わざるを得ません。国民の毎日の生活の結合が国家を形成するものであり、国民の意思なくしては国家の意思も決定されるべきではないと考えますけれども、その根本となり、ゆるぎのない規範となるのが憲法であることは間違いのないことではないでしょうか。そこで、市長に改めてお聞きをいたしますけれども、美唄市民の生活、そして、日本の将来を担う子供たちにも大きく影響する集団的自衛権の行使容認について、十分に国民への説明と理解がされ、議論が行われているものと考えておられるのか。率直なお考えをお聞かせいただ

きたい。

あわせて、このことが蟻の一穴となるとの考え方について、どのように思われるかお聞かせをください。

次に、行財政運営についてであります。市長は、美唄市を含む地方の景気の回復の実感の弱さを感じておられ、いわゆる生活弱者への負担についても景気回復による直接的な影響は少ないとの認識のもと、少子高齢化の急激な進展と人口減少傾向について、大いに危機感をお持ちになっておられるものと受けとめるところであります。その上で、住民サービスの充実と活力あるまちづくりを進めると答えをいただきました。しかし、社会情勢というか、現実には国家的な人口減少が進み、地方にあっても中枢都市への流出に歯どめをかけることが大変困難な実態にもあるのではないのでしょうか。美唄市を含む多くの地方の市町村が、この現状に対応して、さまざまな努力をしているところでもありますけれども、総じて、この努力に対する反響は極めて厳しいものであり、特に地方財政の危機的な状況は多くの自治体に共通するものであり、この課題解決なくしては中長期的なまちづくりは極めて先細りとなってしまわないのでしょうか。美唄市も財政健全化計画期間終了後における展望についても、先ほど答えておきましたけれども、住民サービスの充実と活力あるまちづくりなどという極めて抽象的な表現となり、明確に美唄市の将来像に対する市民理解が深まっている状況にはないのではないのでしょうか。これまで例年、もし美唄市の年度予算を家計簿におきかえたとしたらと、この広報記事で市民の皆さんに財政状況をわか

りやすくお知らせをいただいとてところでありますけれども、この記事の中でもやはり、収入の不安定さと借金残額の多さで厳しい家計が説明されております。このような財政環境が厳しい中でのまちづくりは、市民と皆さんの理解と、そして、共に協働することが大変重要なことであると考えます。そのためには、さらにより現実的な実態や具体的な取り組みについて、市民の皆さんと共有することが必要であると考えるところであります。そこで市長は、地方財政の基盤確立のためには、国の制度改正を含め、どのようなお考えをお持ちになっておられるのかお聞かせください。

また、先ほど申し上げましたけれども、現状として近隣自治体も同様な環境にあります。それぞれ独自の取り組みや努力を行っているところでもありますけれども、ごみの処理、し尿、水道事業など、広域での効率的な事業に美唄市も取り組んでいるものもございます。今後さらに、広域処理に係る事業も検討課題となってくるのではないかと考えるところがあります。それには、自治体間協議が当然必要なことであろうかとも考えております。さらに、それぞれの各自自治体の住民の方々をも巻き込んだ住民主体となった検討の場をつくっていかれることについて、このことも重要でないかと思っておりますけれども、どのようにお考えをお持ちなのかお聞かせをください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、集団的自衛権についてであります。現在、政府において、集団的自衛権の問題について検討が行われております。この問

題につきましては、十分に議論を尽くしていただき、その結果を国民に丁寧に説明をしていただきたいと考えております。私としましては、部分的に集団的自衛権の行使を容認すると対象範囲が拡大する懸念もあることから、国民にとって重要な問題については、その案件ごとに政府で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

次に、地方財政の基盤確立のための考え方についてであります。厳しい財政状況のもと、限られた予算において選択と集中に取り組む中で、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりの3つを基本として、市民の皆さんが生き生きと暮らせる魅力あるまちを目指してきたところでありますが、安定した自治体運営のためには、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とした地方税財源の充実・強化や、地方交付税の確保など、必要な財源の確保が重要であると考えております。

次に、市民の皆さんとの検討の場を設けることについてであります。現在、まちづくりに参加する形態として、審議会等への委員としての参加、「まちづくり地区懇談会」や「市長への対話の日」などの意見交換等の参加、パブリックコメント等での直接意見のほか、アンケートなど、間接的な意見表明など、個々の事案に応じて、市民の皆さんが参加する機会を設けてきたところであります。また、本年度はさらに、第6期美唄市総合計画後期基本計画の策定作業を進めるため、総合計画審議会や美唄未来会議、高校生とのこれからのまちづくりに関する意見交換の実施など、市民が主体となったまちづくりを基本に情報の

共有やまちづくりに関する市民参加など、市民の皆さんと一体となり計画を策定し、協働のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

続いて、広域で取り組まれる事業において、他市との住民も巻き込んだ検討の場をつくることでもありますけれども、広域処理で取り組む事業は住民サービスの低下をまねかない配慮をしつつ、高度な専門的な知識を要する事業では、民間コンサルに調査・設計を委託し、行財政運営の効率化や、基盤強化等が図られるよう検討を行っているところであります。他市の住民も巻き込んだ検討の場の設置については、自治体間の協議も必要となってくることから、今後、広域処理を行っている他の地域の状況の調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 再々質問ということで発言させていただきます。

集団的自衛権の行使容認に係る議論についてでありますけれども、市長は、政府レベルでの議論を待つとされておりますけれども、私は、現在の議論経過とその実態は余りにも国民の思いをないがしろにした安倍政権の暴走としか感じられません。また、与党内での政治決着の材料としている必要最小限度の武力行使についても、市長は、その範囲拡大に懸念のお気持ちを持たれているとの考えをいただきました。本当にこれ、市長の率直なお気持ちであると感じております。市長は、国政レベルの課題であるとはいえ、TPPについても明確にその反対の姿勢を示され、市民

の先頭に立って、行動されてきた。こんな実績もあります。是非、美唄市民のリーダーとして、今後とも市民の声を幅広く受けとめていっていただくことを切にお願いするところでもあります。武力で人間同士が殺し合うことは、人類のだれもが望むことではなく、恒久平和の追求が人類の究極の願いであることは間違いのないことではないでしょうか。そこで、最後に市長にお聞きをいたしますが、我が国の憲法は、政権が変わるたびに国のあり方が変わってしまう。混乱や時の政権の暴走を制御する。このことも、その大きな役割の1つとして存在するものであると考えるところではありますが、従って、本当に必要であれば、主権者たる国民の意思決定により、憲法改正が行われるのが本来であると考えているところではありますが、市長は、このことについてどのようにお考えかお聞かせください。

以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。憲法改正に関する考えについてであります。憲法とは国家権力を制限して国民の権利・自由を守るための法規範であり、最高法規であるものと認識をしております。私といたしましては、憲法の改正については、国内でさまざまなご議論はありますが、国のあり方にかかわる重要な問題でありますことから、国民的議論を踏まえ、慎重に行わなければならないものと考えております。

以上であります。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後0時15分 散会

